

議第 88 号

大八グラウンドサッカー場整備工事（建築）請負契約の変更について

大八グラウンドサッカー場整備工事（建築）請負契約について、次のとおり変更したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

高山市長 田 中 明

記

- | | |
|------------|--|
| 1 変更前の契約金額 | 223,300,000円 |
| 2 変更後の契約金額 | 226,838,700円 |
| 3 契約の相手方 | 高山市下切町2番地
株式会社堀口工務店
代表取締役 堀口 裕之 |
| 4 変更の理由 | クラブハウス等の土工事において発生する残土について、近接地での有効活用（無償）が困難となったため、残土処分場（有料）への搬出に変更したこと等による。 |